

YouTube 原稿

1. 令和6年度報酬改定について

ここでは、令和6年度報酬改定についてご説明いたします。

まず、今回説明させていただくものは、報酬改定の主なものの概要となります。詳細な取扱いについては、今後国から通知があり次第ウェルネットなごや等にて周知する予定ですのでそちらで確認してください。

それでは、1 基本報酬を支援時間により区分についてです。

基本報酬について、30分未満のきわめて短時間の支援を算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画等に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」に分かれます。なお、放課後等デイサービスについては、「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能となります。

また、5時間を超える、放デイの平日については3時間を超える長時間支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価される形となります。

続きまして、2 総合的な支援の推進についてです。

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、個別支援計画に5領域との関連性を明記することが求められます。

さらに、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表が必要となります。こちらについては、1年の経過措置があり、令和7年4月1日以降に実施できていない場合、減算が適用されますのでご注意ください。

3 インクルージョンに向けた取組の推進についてです。

運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組や、支援におけるインクルージョンの視点について明記することが求められます。

個別支援計画の取扱いや参考様式については、資料集を確認してください。また、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点、インクルージョンの観点などについては、今後国より発出される予定の児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインにて示される予定となっております。

ー次ページ

4 各種減算についてです。

減算について、いくつか新たな創設や見直しがあります。

- ①事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、虐待防止措置未実施減算が創設されました。
- ②身体拘束等の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額の見直しがありました。
- ③感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合の減算が創設されました。

④利用者への情報公表等の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されました。

改めて、各事業所において対応がなされているかどうか確認していただきますようお願いいたします。

一次ページ

5 各種加配加算の取扱い変更についてです。

いくつか新たに創設されたものや見直しがありました。今回説明するのはその一部となっております。

①児童指導員等加配加算、②専門的支援加算、③強度行動障害児支援加算について取扱いが変更となりました。

①児童指導員等加配加算については、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う形となりました。

②専門的支援加算については、特別支援加算と統合され、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う形となりました。

③強度行動障害児支援加算については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合に算定できるよう見直しがありました。

これらの取扱いの詳細については、今後国から通知があり次第ウェルネットなごや等にて周知いたします。

これまで算定していた事業所につきましては、令和6年4月以降に算定する場合は、新たに給付費体制等届出の提出が必要となりますので算定する場合は提出漏れがないようご注意ください。

以上、主な報酬改定内容となりますが、今回説明させていただいた内容以外にも様々な改定がされております。

資料集や、今後ウェルネットなごや等にて周知する内容について確認していただきますようお願いいたします。

2. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について

ここでは、安全計画の策定についてご説明いたします。

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じます。

従業者に対して、この安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。

また、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取り組みの内容等について周知します。

安全計画については、定期的に見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行います。

この計画の策定については、令和6年3月31日まで経過措置が設けられておりましたが、令和6年4月1日から義務化となっております。

詳細な取扱いにつきましては、資料集を確認してください。

一次ページ

続いて、送迎用自動車の安全装置装備の義務化について、ご説明します。

令和4年9月に静岡県認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡する事案が起きたことを受け、同年10月に国より「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示されました。同プランに基づいて、省令が改正され、児童の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備が義務付けられました。

義務化の内容としては、以下の通りです。

①乗降車の際に点呼等により児童の所在を確認すること。②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認を行うこと。

これらは、令和5年4月1日より義務化されました。ただし、②については、令和6年3月31日まで経過措置が設けられていましたが、令和6年4月1日から義務化されます。

3. R6 児童発達支援管理責任者の配置要件等について

ここでは、児童発達支援管理責任者、いわゆる児発管の配置要件等についてご説明いたします。

令和元年度より児発管の研修制度の見直しがありましたが、見直し内容を正確に把握し、児発管欠如とならないよう改めて確認していただきますようお願いいたします。まず、基礎研修についてですが、これを受講しているだけでは研修要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。ただし、令和3年度までに基礎研修を修了した場合は、基礎研修修了日後3年間は児発管とみなすことができます。続いて、実務経験についてご説明します。基本的には、基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た上で実践研修を修了する必要がありますが、この実務経験についての注意事項がございます。令和5年6月30日に、サービス管理責任者等に関する告示の改正がありました。原則としては、令和元年度より、基礎研修終了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)は2年以上となっているのですが、新たに、基礎研修受講開始時において、すでに実務経験者であるものが、実践研修を受講するための実務経験(OJT)として、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に6月以上とします、という改正がありました。したがって、すでに実務経験年数の要件を満たしている方が、その後の実務経験(OJT)として、個別支援計画の作成業務に従事する旨を届け出ただいた場合は、その期間が2年ではなく、6か月でよい場合がございます。

また、令和3年度までに基礎研修を修了したみなし児発管については、基礎研修終了後、経過措置期間である3年間が終了するまでに実践研修を修了していないと研修要件を満たさないこととなり、児発管として従事することができなくなりますので、早め実践研修のスケジュールや申込期間をなど確認して、きちんと受講するようにお気を付けください。

一次ページ

また、この告示改正におきまして、もう一点、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置についても、改正がありましたのでご説明します。

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に、実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置につきましては、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としておりましたが、一定の要件を満たす場合は最長2年間といたします、という改正がありました。

具体的には、サービス管理責任者が欠如した時点で、すでに実務要件を満たしていること、すでに基礎研修を修了済みであること、すでにその事業所に配置されていること、この3点をすべて満たしている場合は、その方が実践研修を終了するまでの間に限り、最長2年間、サービス管理責任者等として配置が可能となります。

最後に更新研修ですが、5年ごとに更新研修を修了しなければ要件を満たさなくなるため、必ず受講してください。

なお、平成30年度までの旧体系で研修をすでに受講された方については、令和6年3月31日までに受講しなければ、要件を満たさないこととなりますので、ご確認いただき、ご不明な点やご心配な点がありましたら、お問い合わせください。

4. 実地指導における主な指摘事項

実地指導における主な指摘事項

1. 通所給付費の額に係る通知等

法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、保護者に係る給付費の額を遅滞なく通知することが基準省令で定められておりますが、過去に指摘した事例として、法定代理受領により給付費の支給を受けているにもかかわらず、利用保護者に対して給付費の額を通知していなかったため、通知するよう指導しました。

法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、利用者負担額の有無にかかわらず、すべての通所給付決定保護者に通知をするよう、お願いいたします。

2. 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成

児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成手順として①アセスメントの実施②原案の作成③支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を実施し意見を求め、必要に応じて原案を修正④通所給付決定保護者及び障害児に対して支援計画を説明し、文書により同意を得ること、と基準省令で定められています。

過去の指摘事項として、「会議の実施記録が無い」「計画書に保護者のサインや押印がない」事例があり、基準省令に基づいて正しく作成するよう指導しました。

個別支援計画の作成については、流れに沿って、正しく作成するよう、お願いいたします。

また、個別支援計画の作成のためのアセスメントに当たっては、「通所給付決定保護者及び障害児に面接を行うこと」が基準省令で定められておりますが、過去に指摘した事例として、面談の日時が記録されておらず、「送迎の際に2～3分の時間で保護者から困りごとを聞いた」「面接ではなく電話で聞き取りを行った」と回答した事業所に対して、アセスメントに当たっては保護者と面接を行うよう指導しました。保護者のやむを得ない事情で面接ができない場合がございましたら、子ども福祉課へご相談ください。

～次ページ

実地指導における主な指摘事項

3. 定員の遵守

基準省令ではやむを得ない場合を除いて、利用定員を超えて支援の提供を行ってはならないことが定められています。過去の指摘事項として、定員超過利用減算が適応されない範囲であれば問題ないと判断

し、定員を超過して受け入れを行っていた事業所に対して定員を遵守するよう指導しました。
利用児童の障害特性や家庭環境等の状況から、定員を超過して受け入れが必要と考えられるケースについては、「やむを得ない定員超過」の申立書を提出の上、子ども福祉課へ事前相談してください。

4. 事故発生時の対応

支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことが、基準省令で定められています。事故の対応、保護者への連絡等が済みましたら、

子ども福祉課へもご報告をお願いいたします。過去の指摘事項として、火傷や出血の生じた怪我、転倒による頭の打撲等をヒヤリハットとして記録し、子ども福祉課へ報告していない事例があり、ヒヤリハットと事故の区別をするよう指導しました。

やけどや外傷により出血が生じた怪我、頭部に関わる怪我については、ヒヤリハットではなく事故として記録してください。

また、子ども福祉課へ事故報告を行った際に、子ども福祉課が事故報告書の提出を求めた場合は、ご提出いただきますようお願いいたします。

事故報告書の提出を依頼する目的の1つは、再発防止を検討していただくことです。子どもたちが安全に安心して支援を受けられるよう、ご対応をお願いいたします。

その他の主な指摘事項については別紙資料を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めいただきますようお願いいたします。

5. よくある質問Q&A集

よくある質問 Q&A 集

Q. 事業所職員は派遣職員でもよいか [No.3]

A. これまで、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務や、主に重症心身障害児を通わせる事業所における機能訓練担当職員及び看護職員（ただし、他に常勤看護職員を直接雇用している場合に限る。）については派遣職員を認めてきたところです。

令和6年4月1日より、派遣職員の指揮命令者が当該事業所の管理者であり、派遣職員が当該事業所に勤務している間は、他の職員と同様に事業所が一体的に職員の管理を行う場合については、直接処遇職員（保育士、児童指導員等）についても派遣職員を認めることとなりました。

ただし、基準省令第5条に基づき、児童指導員又は保育士のうち1名以上は常勤であること。

また、利用児童が安心して通所できるよう職員の入れ替わりが頻繁にならないよう配慮をお願いいたします。

児童発達支援管理責任者は引き続き、派遣職員は不可となりますのでご注意ください。

一次ページ

Q. 機能訓練担当職員を児童指導員や保育士と同様に人員基準に含めることができるか [No.6]

A. 当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合

つまり、サービス提供時間を通じて、機能訓練を行わずに、児童指導員及び保育士と同等の支援を行う場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。ただし、以下の条件①及び②の両方を満たす場合に限りです。

①当該機能訓練担当職員が週に1日以上サービス提供時間を通じて、機能訓練を行っていること

②勤務形態一覧表において、機能訓練を行う日と行わない日が行を分けて記載されていること

なお、機能訓練を行わない日で「合計数に含める」取扱いをする日については、加配加算の算定は「その他従業者」（児童指導員の資格を有していれば児童指導員）扱いになるため、注意してください。

一次ページ

Q. 定員を超過した日について、加配加算は算定できるか [No.10]

A. 定員10名の事業所において加配加算を算定する場合、基準人員2名に加えて、常勤換算で1名以上の職員が月単位で配置されている場合に、加配加算の算定が可能となりますが、定員を超過している日については、その日の人員配置基準と加配加算の人員配置基準の両方を満たす必要があります。

つまり基準人員に加えて、加配を算定する人員が配置されていない場合は、加配加算の算定は不可となります。

例えば、児童指導員等加配加算を「保育士」で算定している10名定員の事業所が、11名の利用児童を受け入れた日は、基準人員となる保育士又は児童指導員がサービス提供時間を通じて3名配置され、さらに保育士がサービス提供時間を通じて1名配置されている（合計4名）場合に、児童指導員等加配加算「保育士」を算定することができます。

サービス提供時間を通じて3名の保育士又は児童指導員しか配置されていない場合は、11名の利用児童を受け入れた日は基準人員が3名必要であるため、加配加算の職員が不在となり、加配加算の算定は不可となります。

一次ページ

Q. トワイライトから事業所への送迎は送迎加算を算定してよいか。[No.24]

A. これまで原則として、居宅（準ずるもの含む）、学校、事業所のみを送迎加算の算定対象としていましたが、

令和6年4月1日よりトワイライトから事業所への送迎についても送迎加算の算定を認めます。

Q. 利用者がいない時間帯は、児童指導員等が法人業務や他事業所の業務、内職等を行ってよいか [No.32]

A. 児童指導員等が勤務時間内に本来業務ではない法人業務や他事業所の業務、内職等を行った場合は、当該事業所の勤務時間ではなくなります。サービス提供時間中に事業所とは関係のない業務に従事し、人員基準を満たさなくなった場合には人員欠如となりますのでご注意ください。

Q. サービス提供時間に利用者が早退等で全員なくなった場合、職員も帰宅してよいか。

A. サービス提供時間は事業所内に職員を適正に配置し「児童を受け入れる体制」を整えている時間であり、利用者の有無にかかわらず、人員基準を満たす職員配置がなされていない場合は、人員欠如となりますのでご注意ください。

6. その他

その他としまして、

1 子ども福祉課子ども発達支援係の移転についてです。

令和6年3月25日(月)から現在の本庁舎2階から東庁舎8階に移転となります。

また、FAX番号も変更となりますのでよろしくお願いいたします。

2 令和6年度給付費体制等届出についてです。

全事業所を対象に4月15日までに給付費体制等の届出を依頼しておりますが、

人員基準や各種加算要件を満たしているか、添付書類に漏れがないか必ず確認してから提出してください。

原則、給付費の算定に係る体制等状況一覧表のとおりに登録をします。

後日、人員基準や各種加算要件を満たさないことが判明し、過誤調整の必要が生じた場合は、速やかに対応してください、なお、各種加算要件が報酬改定で変わってるものがあります。これまで算定できていた加算が算定できなくなる場合があるためご注意ください。

3 学校等への送迎についてです。

学校等から、事業所の送迎車に関するトラブルや、事故等の苦情が子ども福祉課に寄せられています。

事故に繋がるなど大変危険ですので、学校や地域の迷惑になる行為は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

また、事業所名の表示プレートなどにより、送迎車両と分かるようにしてください。

一次ページ

6-2. 地域支援マネージャーについて

名古屋市発達障害者支援センター りんくす名古屋の地域支援マネージャーが対応困難なケースを抱える事業所に対し、訪問型コンサルテーションを行います！

○事業所訪問、課題の整理、学習会を行った上で、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指します。費用は無料です。

対象となる機関は名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所となります。

申し込みをされる場合は、担当者個人としてではなく、事業所の依頼としてお申し込みください。

一次ページ

<コンサルテーション内容>

○事業所全体の支援を希望される場合、事業所全体の知識・支援技術向上のため、ニーズに合った全体学習会を行い、フォローアップ訪問を行います。

○個別ケースに対する支援を希望される場合は、対象者の支援について、アセスメント情報の聴き取りを行った上で、支援方法の検討、助言、振り返りを繰り返し、状態改善を目指します。支援の前提として共通した知識が必須と考えるため、開始前に全体学習会を行います。

重点領域は強度行動障害と触法障害者になります。なお、18歳未満の触法障害者の対応については、児童相談所が対応いたします。

強度行動障害については、18歳未満の方を対象に、強度行動障害の予防・軽減を目的としてコンサルテ

ーションを行います。

一次ページ

申し込み方法につきましては、

名古屋市発達障害者支援センターリンクす名古屋へお電話でご連絡ください。

簡単な聴き取りを実施し、コンサルテーションとして対応する場合は初回訪問の日程調整等を行います。

強度行動障害の対応でお困りの事業所、今後、強度行動障害のある児童を受け入れていただく予定の事業所につきましては、ぜひ積極的に地域支援マネジャーをご活用いただきますよう、よろしく願いいたします。